

地方交付税算定に関する指定都市市長会要請

人口や産業が集積・集中している指定都市においては、圏域の中核として必要となる都市基盤の維持や地域経済の活性化に努めているが、扶助費の増加や公債費の高止まりなど、歳出が増加傾向にあることに加え、直近では、原材料価格の上昇や円安の影響に伴う物価高騰等の社会経済情勢の変化への対応のほか、引き続きの新型コロナウィルス感染症への対応など、財政運営は一層厳しい状況に置かれている。

一方、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても、財政措置の一部に、指定都市であるという理由で、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要にそぐわない算定方法となっている。

については、指定都市が今後も圏域における中枢都市として日本を牽引するエンジンの役割を果たしていくためには、安定的な財政基盤を確保することが不可欠であることから、下記のとおり要請する。

記

- 1 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題であることから、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。
- 2 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。

令和5年4月21日
指 定 都 市 市 長 会